

〈研究ノート〉

# 保険の個人輸入と消費者利益\*

——保険業法第186条をめぐって——

井 口 富 夫

## 目 次

|                     |                        |
|---------------------|------------------------|
| I はじめに              | III 外国で営業する保険事業者との保険取引 |
| II 外国保険事業者の日本市場への参入 | VI 結びにかえて              |

## I はじめに

保険業法が約半世紀ぶりに改正され、新たな保険業法が1996年4月1日より施行された。この改正の目的の一つが、金融の自由化・国際化などの環境変化に対応することであった。そのため、制度改革の大きな柱の一つとして、規制緩和・自由化の推進による競争の促進が挙げられている。この保険業法の改正にともなって、1949年に施行された「外国保険事業者に関する法律」は、新たな保険業法の中に取り込まれ廃止されている。

新しい保険業法の下で、保険業における規制緩和が進められ、価格規制の緩和とともに、参入規制の緩和も進展した。日本国内の保険取引に関しては、規制緩和によって競争が促進されたかも知れないが、保険の国際取引に関しては、大きな進展が見られなかった。

本稿は、日本における外国保険事業者との保険取引の現状とその問題点を整理すること目的にしている。以下、第Ⅱ節では、外国保険事業者との保険取引に関する保険業法の規定を紹介する。第Ⅲ節においては、外国保険事業者との保険取引と保険契約者の利益の関連性について整理する<sup>1)</sup>。

本稿では、保険というサービスを市場に供給する事業者を保険事業者と呼ぶことにする。本稿が保険業を分析する基本的な視点は、次の2つである。

- どの産業も独自の特徴を持っている。保険業も他の産業には見られない特徴がある。しかし、保険業は決して特殊な産業ではない。
- 従来のような、保険業を特殊な産業と考え、保険業に特有の分析道具を用いて分析を行なうことはしない。あくまで、経済学の一般的な分析の枠組みの中で、保険業の分析を行なう。

\* 本稿は、(財)学術振興野村基金から資金的援助を得て実施した調査研究の成果の一部である。記して、感謝申し上げます。

1) 外国保険事業者に関する従来の文献として、市川 [1965]、前川寛 [1970]、井口 [1989, 1994] を参照。

## II 外国保険事業者の日本市場への参入

### 1 参入の形態

外国保険事業者が日本の保険市場に参入する形態は、日本で現地法人を設立ないし内国保険事業者の買収によるケースと、支店や代理店の設置等の形で日本国内に拠点を設けて参入するケースがある。

|                  |   |                       |
|------------------|---|-----------------------|
| 外国保険事業者の日本市場への参入 | { | 日本での現地法人の設立、内国保険会社の買収 |
|                  |   | (保険業法第3条、内国保険会社)      |
|                  |   | 支店等の設置                |
|                  |   | (保険業法第185条、外国保険業者)    |

前者は、保険業法第2編「保険会社等」の第1章「通則」第3条第1項に規定されている。後者は、保険業法第9章「外国保険業者」の第1節「通則」第185条第1項で認められている<sup>2)</sup>。

#### 保険業法第3条第1項

保険業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行うことができない。

#### 保険業法第185条第1項

外国保険業者は、第三条第一項の規定にかかわらず、日本に支店等（外国保険業者の日本における支店、従たる事務所その他の事務所又は外国保険業者の委託を受けて当該外国保険業者の日本における保険業に係る保険の引受けの代理をする者の事務所をいう。以下この節から第五節までにおいて同じ。）を設けて内閣総理大臣の免許を受けた場合に限り、当該免許に係る保険業を当該支店等において行うことができる。

外国保険事業者であっても、日本国内に現地法人を設立し、保険業法第3条第1項に基づいて日本市場に参入した場合は、内国保険会社とみなされ、それは外国保険業者とはみなされない。保険業法第185条第1項の規定に基づいて参入した外国保険事業者が、一般には外国保険業者と呼ばれる。

保険業法の用語では、「この法律において「保険会社」とは、第三条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて保険業を行う者をいう。」（第2条第2項）というように、内国保険会社を「保険会社」と呼んでいる。会社という用語を用いるのは、保険事業者の組織形態を、「保険会社は、株式会社又は相互会社であって次に掲げる機関を置くものでなければならない。」（第五条の二）と、株式会社と相互会社に限定しているからであろう。他方、外国保険業者は、「この法律において

2) 本稿では、保険業法（平成7年6月7日法律第105号、最終改正：平成18年6月14日法律第65号）に基づいている。なお、保険業法の解説については、石田 [1995]、保険業法研究会 [1986]、保険研究会 [1995, 1996a, 1996b]、東京海上火災保険（株） [1997] を参照。

「外国保険業者」とは、外国の法令に準拠して外国において保険業を行う者（保険会社を除く。）をいう。」（第2条第6項）および、「この法律において「外国保険会社等」とは、外国保険業者のうち第百八十五条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。」（第2条第7項）というように、「外国保険会社等」の用語を用いている。これは、内国会社のように、企業形態が株式会社と相互会社に限定されてはいないからであろう。外国保険業者に対しても、内国保険会社とほぼ同様の規定が適用される。保険業法第185条第6項にあるように、外国保険業者であっても、日本人および日本に所在する財産等に係わる保険契約は日本国内で締結することが原則として規定されている。

内国保険会社に関する保険業法第3条第2項以降の規定は次の通りとなっている。

#### 保険業法第3条第2項

前項の免許は、生命保険業免許及び損害保険業免許の二種類とする。

#### 保険業法第3条第3項

生命保険業免許と損害保険業免許とは、同一の者が受けることはできない。

#### 保険業法第3条第4項

生命保険業免許は、第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

- 一 人の生存又は死亡（当該人の余命が一定の期間以内であると医師により診断された身体の状態を含む。以下この項及び次項において同じ。）に関し、一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を収受する保険（次号ハに掲げる死亡のみに係るものを除く。）
- 二 次に掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによって生ずることのある当該人の損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険
  - イ 人が疾病にかかったこと。
  - ロ 傷害を受けたこと又は疾病にかかったことを原因とする人の状態
  - ハ 傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡
  - ニ イ又はロに掲げるものに類するものとして内閣府令で定めるもの（人の死亡を除く。）
  - ホ イ、ロ又はニに掲げるものに関し、治療（治療に類する行為として内閣府令で定めるものを含む。）を受けたこと。
- 三 次項第一号に掲げる保険のうち、再保険であって、前二号に掲げる保険に係るもの

#### 保険業法第3条第5項

損害保険業免許は、第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

- 一 一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険（次号に掲げる保険を除く。）
- 二 前項第二号に掲げる保険

- 三 前項第一号に掲げる保険のうち、人が外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの間（以下この号において「海外旅行期間」という。）における当該人の死亡又は人が海外旅行期間中にかかった疾病を直接の原因とする当該人の死亡に関する保険

#### 保険業法第3条第6項

保証証券業務（契約上の債務又は法令上の義務の履行を保証することを約し、その対価を受ける業務のうち、保険数理に基づき、当該対価を決定し、準備金を積み立て、再保険による危険の分散を行うことその他保険に固有の方法を用いて行うものをいう。）による当該保証は、前項第一号に掲げる保険の引受けとみなし、当該保証に係る対価は、同号の保険に係る保険料とみなす。

他方、外国保険業者に関する保険業法第185条第2項以降の規定は次の通りとなっている。

#### 保険業法第185条第2項

前項の免許は、外国生命保険業免許及び外国損害保険業免許の二種類とする。

#### 保険業法第185条第3項

外国生命保険業免許と外国損害保険業免許とは、同一の者が受けることはできない。

#### 保険業法第185条第4項

外国生命保険業免許は、第三条第四項第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて同項第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

#### 保険業法第185条第5項

外国損害保険業免許は、第三条第五項第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて同項第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

#### 保険業法第185条第6項

外国保険会社等は、日本に住所若しくは居所を有する人若しくは日本に所在する財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約については、内閣府令で定める場合を除くほか、日本国内において締結しなければならない。

## 2 日本で営業する保険会社等

第1表は、日本で生命保険業を営む保険会社の一覧である。保険料等収入で測定すれば、内国生命保険会社35社で90%の市場シェアを占める。外国生命保険会社は4社で市場シェア10%程度である。日本で最大の外国生命保険会社であるアリコジャパンは、全体の第5位に位置する。

第2表は、日本で損害保険業を営む保険会社等の一覧である。正味収入保険料で測定すれば、内国損害保険会社27社で97%の市場シェアを占める。外国損害保険会社等は20社で市場シェア2.6%程度である。日本で最大の外国損害保険会社であるAIUでも、全体の1%にも満たない。

日本の生損保業界をみると、外国会社の影響は、生命保険業で大きいことが分かる。

第1表 生命保険会社一覧

| 会 社 名      | 2004年度,<br>保険料等収入<br>(100万円) | (%)    |
|------------|------------------------------|--------|
| 第一         | 3,530,451                    | 12.68  |
| AIG スター    | 259,310                      | 0.93   |
| 富国         | 731,704                      | 2.63   |
| アクサ GL     | 337,406                      | 1.21   |
| ジブラルタ      | 330,987                      | 1.19   |
| 日本         | 4,829,784                    | 17.35  |
| 朝日         | 625,843                      | 2.25   |
| 明治安田       | 3,043,512                    | 10.93  |
| 大同         | 884,804                      | 3.18   |
| T & D fn.  | 126,003                      | 0.45   |
| 三井         | 899,873                      | 3.23   |
| 住友         | 2,585,690                    | 9.29   |
| マスミューチュアル  | 90,367                       | 0.32   |
| 太陽         | 788,174                      | 2.83   |
| ソニー        | 551,610                      | 1.98   |
| 損保 J ひまわり  | 227,804                      | 0.82   |
| クレディ・スイス   | 62,323                       | 0.22   |
| プルデンシャル    | 324,889                      | 1.17   |
| ピーシーエー     | 20,349                       | 0.07   |
| オリックス      | 130,052                      | 0.47   |
| アクサ        | 298,634                      | 1.07   |
| アイエヌジー     | 835,912                      | 3.00   |
| 東海日動あんしん   | 441,067                      | 1.58   |
| 日本興亜       | 71,085                       | 0.26   |
| 富士         | 30,900                       | 0.11   |
| あいおい       | 63,091                       | 0.23   |
| 共栄火災しんらい   | 15,479                       | 0.06   |
| 三井住友きらめき   | 176,994                      | 0.64   |
| 東海日動 fn.   | 50,375                       | 0.18   |
| AIG エジソン   | 410,271                      | 1.47   |
| マニユライフ     | 645,396                      | 2.32   |
| 損保 J・DIY   | 2,535                        | 0.01   |
| ハートフォード    | 1,224,472                    | 4.40   |
| 大和         | 39,833                       | 0.14   |
| 三井住友シティ    | 402,266                      | 1.44   |
| 内国保険会社計    | 25,089,245                   | 90.12  |
| アリコジャパン    | 1,781,599                    | 6.40   |
| アメリカンファミリー | 958,851                      | 3.44   |
| チューリッヒ     | 7,131                        | 0.03   |
| カーディフ      | 4,486                        | 0.02   |
| 外国保険業者計    | 2,752,067                    | 9.88   |
| 全社合計       | 27,841,312                   | 100.00 |

注：保険料等収入＝保険料＋再保険収入

出所：『インシュアランス、生命保険統計号』より作成。

第2表 損害保険会社一覧

| 会 社 名             | 2004年度,<br>正味収入保険料<br>(100万円) | (%)    |
|-------------------|-------------------------------|--------|
| 東京海上日動            | 1,883,332                     | 24.59  |
| 損保ジャパン            | 1,351,915                     | 17.65  |
| 三井住友              | 1,314,332                     | 17.16  |
| 日本興亜              | 722,858                       | 9.44   |
| ニッセイ同和            | 321,827                       | 4.20   |
| あいおい              | 827,807                       | 10.81  |
| 日新                | 144,962                       | 1.89   |
| 富士                | 295,788                       | 3.86   |
| 共栄                | 170,433                       | 2.23   |
| セコム               | 28,547                        | 0.37   |
| 朝日                | 40,556                        | 0.53   |
| 大同                | 14,932                        | 0.19   |
| セゾン               | 14,831                        | 0.19   |
| ジェイアイ             | 13,090                        | 0.17   |
| アリアンツ             | 2,032                         | 0.03   |
| 日立 C              | 1,949                         | 0.03   |
| エース               | 24,742                        | 0.32   |
| スミセイ              | 26,726                        | 0.35   |
| 明治                | 5,752                         | 0.08   |
| 安田ライフ             | 10,965                        | 0.14   |
| アクサ               | 16,203                        | 0.21   |
| ソニー               | 37,849                        | 0.49   |
| 三井 D              | 16,017                        | 0.21   |
| そんぽ24             | 6,383                         | 0.08   |
| SJFG              | 2,267                         | 0.03   |
| トーア               | 102,909                       | 1.34   |
| 地再                | 58,198                        | 0.76   |
| 内国保険会社計           | 7,457,202                     | 97.36  |
| エース               | 24,742                        | 0.32   |
| アメリカンホーム          | 37,093                        | 0.48   |
| エイアイユー AIU        | 55,433                        | 0.72   |
| アリアンツ Allianz     | 2,032                         | 0.03   |
| アトラディウス Atradius  | 81                            | 0.00   |
| アクサ AXA           | 16,203                        | 0.21   |
| カーディフ Cardif      | 222                           | 0.00   |
| コファス Coface       | 992                           | 0.01   |
| フェデラル Federal     | 853                           | 0.01   |
| ゼネラル Generali     | 4,200                         | 0.05   |
| ゲーリング Gerling     | 1,213                         | 0.02   |
| ユーラーヘルメス          | 55                            | 0.00   |
| 現代海上 Hyundai      | 797                           | 0.01   |
| ロイズ Lloyd's       | 556                           | 0.01   |
| ニューインディア NewIndia | 3,595                         | 0.05   |
| アールジーエー RGA       | 99                            | 0.00   |
| スイス・リー SwissRe.   | 13,249                        | 0.17   |
| 大成再保険 TaiseiRe.   | 0                             | 0.00   |
| トランスアトランティック再保    | 6,182                         | 0.08   |
| チューリッヒ Zurich     | 34,597                        | 0.45   |
| 外国保険業者計           | 202,194                       | 2.64   |
| 全社合計              | 7,659,396                     | 100.00 |

注：再保険会社も含む。

出所：『インシュアランス、損害保険統計号』より作成。

### 3 サービスとしての保険取引

保険事業者は、経済的損失を補填する制度（この制度が保険に他ならない）を保持するサービスを提供している。経済学では、供給者が需要者に提供する「モノ」を、財とサービスに分類する。財とは、物理的な「モノ」（有形財）であり、サービスは非物理的な「モノ」（無形財）である。したがって、保険事業者が顧客に提供する「モノ」は、サービスと考えられている。物理的な「モノ」である財は、生産される地点と消費される地点が異なる場合が一般的な傾向である。たとえば、安い賃金で労働者を雇用できる地域に建設した工場で大量に生産した財を、大消費地である先進国や大都市に運び、販売することが、典型的な例である<sup>3)</sup>。

他方、非物理的な「モノ」であるサービスについては、経済学では、消費される時点・地点で生産され则认为られている。生産と消費の「同時性」と「不可分性」が、サービスの特徴であり、そのためサービスを事前に生産し在庫として将来の消費に備えることができない。経済学の考え方にしたがえば、保険事業者は、ある地域で生産した保険サービスを他の地域で販売できない。あくまで、日本国内の顧客に提供するサービスは、日本国内で、しかも販売時点で生産するしか他に方法はない。

以上のようにサービスとしての保険を考えると、日本国内で創業し、その後国内で事業活動が続いている旧来の「日本の」保険会社との保険取引だけでなく、保険業法第3条で規定された外国から日本市場に参入した内国保険会社との保険取引も、さらに保険業法第185条で規定された支店等を日本国内に設置した外国保険業者との保険取引も、これらはすべて日本国内での保険取引であるということになる。旧来の「日本の」保険会社や日本の現地法人の保険会社との取引は、当然ながら日本国内の取引であることは、誰の目にも明らかである。製造業の製品の場合には、日本国内の支店で販売される製品は、日本国内で生産される場合もあるが、海外からの輸入品であることもある。しかし、保険の場合には、日本国内の支店で販売される外国保険業者の保険は、決して輸入ではない。

## III 外国で営業する保険事業者との保険取引

### 1 保険のクロス・ボーダー取引

日本国内に支店等を設置していない外国保険業者との保険取引は、どのように考えればいいのかを検討することにしよう。保険業法では、第186条で規定している。

#### 保険業法第186条第1項

日本に支店等を設けない外国保険業者は、日本に住所若しくは居所を有する人若しくは日本に所在する財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約（政令で定

---

3) 教科書によっては、「財」と「サービス」という用語ではなく、「財」を「財貨」と「サービス」に分類しているケースも見られる。いずれの場合も、「サービス」の概念は同一である。財とサービスの違いについては、たとえば Fuchs [1968] を参照。

める保険契約を除く。次項において同じ。)を締結してはならない。ただし、同項の許可に係る保険契約については、この限りでない。

#### 保険業法第186条第2項

日本に支店等を設けない外国保険業者に対して日本に住所若しくは居所を有する人若しくは日本に所在する財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約の申込みをしようとする者は、当該申込みを行う時まで、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

#### 保険業法第186条第3項

内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、前項の許可をしてはならない。

- 一 当該保険契約の内容が法令に違反し、又は不公正であること。
- 二 当該保険契約の締結に代えて、保険会社又は外国保険会社等との間において当該契約と同等又は有利な条件で保険契約を締結することが容易であること。
- 三 当該保険契約の条件が、保険会社又は外国保険会社等との間において当該契約と同種の保険契約を締結する場合に通常付されるべき条件に比して著しく権衡を失するものであること。
- 四 当該保険契約を締結することにより、被保険者その他の関係者の利益が不当に侵害されるおそれがあること。
- 五 当該保険契約を締結することにより、日本における保険業の健全な発展に悪影響を及ぼし、又は公益を害するおそれがあること。

平易な言い方をすれば、保険業法第186条第1項は、日本国内に支店等の拠点を持たない外国保険業者は、日本に住む人や日本にある財産を対象とした保険を売ることが出来ないと規定している。この規定に反した場合は、2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金、または、この2つが併科される。(保険業法第316条第1項) この罰則規定は、保険業法第3条第1項に反して、内閣総理大臣の免許を受けないで保険業を行なった保険会社に科せられる罰則よりも軽くなっている。保険業法第315条では、「次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。一 第三条第一項の規定に違反して、内閣総理大臣の免許を受けないで保険業を行った者」とある。

保険業法第186条第2項は、やはり平易な言い方をすれば、日本に住む人や日本にある財産を対象として、日本に支店等を設けない外国保険業者と保険契約を結ぶことは、原則として出来ないと規定している。内閣総理大臣の許可を受けた場合のみ、可能となる。この規定に反した場合は、50万円以下の過料に処せられる。(保険業法第337条第1項)

保険業法第186条に関する内容は、保険研究者の間では、「保険のクロス・ボーダー取引」ないし、「保険の海外直接付保」の問題として捉えられている。

## 2. 保険の個人輸入と保険契約者利益

外国の法令に準拠して外国において保険業を行なっている保険事業者であっても、日本の内閣総理大臣の免許を受けない限り、日本では事業活動を行なうことは原則として不可能になっている。この問題は、保険の供給者である保険事業者からみれば、日本の保険市場への「市場アクセス」の問題であり、保険需要者からみれば海外の保険会社と自由に保険契約を結べない問題である。後者は、「保険の海外直接付保」という用語で取り扱われてきた<sup>4)</sup>。ただし、後者のアプローチは、保険監督法のルールとの係わりで議論されている。

「市場アクセス」の問題に関しては、日本の保険契約者の利益保護を目的として制定されているはずの保険業法で課されている諸規制を免れる保険事業者の日本市場への参入は、日本の消費者の利益を損なうといった論理が成立すると思われる。日本国内で保険事業を展開する限り、日本の保険会社と同様の参入規制を受けることは仕方のないことであろう。もちろん、どの程度の、あるいはどの様な参入規制が消費者利益に適うかを明確にするためには、詳細な理論・実証分析が必要である。この問題については、本稿ではこれ以上触れない。

「保険の海外直接付保」の問題については、保険契約者が自分自身にとって最も有利な保険を国内外を問わず、調達できることが契約者の利益につながる一つの方法である。そのため、保険業法では、事前に内閣総理大臣の許可を受けた場合には、海外からの保険調達を可能にしている。しかし、現実問題としては、消費者が個々に海外の保険事業者と契約をしたいと思った場合、事前に内閣総理大臣の許可を受けることは不可能である。現行の保険業法は、保険の海外取引を禁止していると解釈しても支障はないであろう。

一般的な表現方法を用いれば、「保険の海外直接付保」とは、保険の輸入に他ならない。とりわけ、ブランド品のように、輸入代理店をとおして輸入された製品を日本国内で購入するのとは異なり、保険の場合には、消費者各自が積極的に海外の保険事業者の情報を収集し、契約を結ぶ個人輸入が、現実には生じる可能性がある。日本国内で自らの欲求を満たす製品が見つからない場合は、海外から直接購入することは、一部の消費者の間では、かつ多くの製品では当たり前の時代になっている。保険業だけが、個人輸入を禁止していることは、経済取引として不自然であると感じることは自然な感情であろう。

保険業においても、規制緩和の流れの中で、競争促進を図るとともに、契約者に対しても自己責任を要求している。海外の保険事業者から保険を直接輸入できない現状、さらに海外の保険事業者から保険を直接輸入すれば、罰則が科せられるという現状は、余りにも時代錯誤である。

## IV 結びにかえて

保険業法が改正され、これまでの事前規制から、ソルベンシー・マージン規制に代表される事

---

4) 保険の市場アクセスに関連した文献に落合 [1992]、保険の海外直接付保に関する文献として木下 [2002] がある。サービス貿易と保険の関係については、山浦 [1990, 1994, 2000, 2001] を参照。

後規制に転換が図られた。それに伴い、保険業でも事業者間の競争が激しくなっている。昭和24年に制定された「外国保険事業者に関する法律」(通称、外者法)も、保険業法に組み込まれた。しかし、外国保険事業者に係わる日本の法制は、ほとんど変化していない。

海外の保険事業者から保険を直接輸入する問題は、これまで「市場アクセス」としてのアプローチと、保険監督法のルールとしての「保険の海外直接付保」のアプローチから、検討が加えられてきた。前者は保険の供給者に焦点を当てた接近方法であり、後者は保険の需要者に焦点を当てているが、問題視している内容は、保険監督法のルールに係わる問題であった。今後は、保険契約者の利益との係わりで、保険の個人輸入問題を検討する必要がある。

#### 参 考 文 献

- Fuchs, V. R. [1968] *The Service Economy*, New York. NBER. (江見康一訳『サービスの経済学』日本経済新聞社, 1974年)
- 保険業法研究会編 [1986] 『最新保険業法の解説』大成出版社。
- 保険研究会編 [1995] 『逐条解釈新保険業法』財経詳報社。
- 保険研究会編 [1996a] 『最新保険業法の解説』大成出版社。
- 保険研究会編 [1996b] 『コンメンタール保険業法』財経詳報社。
- 市川秀雄 [1965] 「在日外国保険会社の現況とその特異性」『保険学雑誌』第426号。
- 井口富夫 [1989] 「外資系生命保険会社の現状」『龍谷大学経済経営論集』第28巻, 第4号。
- 井口富夫 [1994] 「日米生命保険会社の海外進出活動」『龍谷大学経済学論集』第33巻, 第4号。
- 石田 満 [1995] 「外国保険事業者に関する法律」落合誠一・江頭憲治郎・山下友信編 [1995]。
- 木下孝治 [2002] 「外国保険会社規制の目的と海外直接付保規制」『阪大法学』第52巻, 第3・4号。
- 前川 寛 [1970] 「保険の自由化に対する損保業の態度」『三田商学研究』第13巻, 第1号。
- 落合誠一 [1992] 「外国保険事業者」竹内昭夫編 [1992]。
- 落合誠一・江頭憲治郎・山下友信編 [1995] 『現代企業立法の軌跡と展望』商事法務研究会。
- 竹内昭夫編 [1992] 『保険業法の在り方』有斐閣。
- 東京海上火災保険株式会社編 [1997] 『損害保険実務講座, 補巻 保険業法』有斐閣。
- 山浦広海 [1990] 「金融・保険事業の国際化と通商自由化」『国際商事法務』第18巻第12号。
- 山浦広海 [1994] 「保険の通商自由化に関する若干の考察」『保険学雑誌』第547号。
- 山浦広海 [2000] 「日米保険協議と GATS サービス交渉——保険分野国際化の試練に直面して」『文研論集』第131号。
- 山浦広海 [2001] 「WTO 金融サービス交渉と保険」『保険学雑誌』第572号。

(受付 2006年11月17日)